

広島県教育委員会規則第九号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月二十四日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「あらかじめ」を「届出書により、使用しようとする日の三十日前までに」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。